

平成24年10月15日 制定

周南市上下水道局業務委託及び物品調達等に係る条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市上下水道局が発注する業務委託（測量・建設コンサルタント業務を除く。以下「業務委託」という。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れ（以下「物品調達等」と総称する。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加しようとする者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、周南市上下水道局会計規程（平成15年規程第21号。以下「規程」という。）附則第4項の規定に基づき、一定の条件を定めた上で、条件に適合する者が全て入札に参加することができる条件付一般競争入札を実施するために必要な事項を定める。

(対象となる業務委託及び物品調達等)

第2条 条件付一般競争入札に付することができるのは、上下水道局が発注する業務委託及び物品調達等（以下「業務委託等」という。）で、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が1000万円以上の業務委託等。ただし、業務委託等の内容から条件付一般競争入札が適当でないと判断されるものを除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別な理由があり条件付一般競争入札が適当であると判断されるもの

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 業務委託等に係る周南市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成15年4

月21日制定)に基づき、公告の日から落札決定までに、指名停止措置を受けていないこと。

2 入札執行者は、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店又は営業所の所在地に関すること。
- (2) 同種又は類似業務委託等の実績に関すること。
- (3) その他必要な事項

(入札の公告)

第4条 入札執行者は、第2条に規定する対象業務委託等を条件付一般競争入札に付すときは、次に掲げる事項について、周南市ホームページに掲載する方法及び情報公開窓口における閲覧の方法により公告するものとする。

(1) 入札に付す事項

- ・業務委託等の件名
- ・業務委託等の場所
- ・業務委託等の内容
- ・期間又は期限
- ・予定価格（入札書比較価格）
- ・その他

(2) 入札参加資格

(3) 入札参加資格に関する書類、提出期限及び提出場所

(4) 入札参加資格確認結果の通知日

(5) 質問回答に関する事項

(6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(7) 入札の日時及び場所

(8) 入札の無効に関する事項

(9) その他必要な事項

2 前項に規定する公告を行う日は、原則として毎週月曜日とする。ただし、その日が、本市の休日に当たる場合は、翌開庁日とする。

(説明会)

第5条 説明会は、原則として行わないものとする。

(入札参加資格に関する書類の提出)

第6条 当該業務委託等の入札に参加する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（業務委託は（様式第1号）、物品調達等は（様式第2号））その他必要な書類を提出しなければならない。

(入札参加資格に関する書類の提出期限)

第7条 入札の公告から入札参加資格の提出期限までは、5日（初日及び本市の休日を除く。）以上とする。

(入札参加資格の確認)

第8条 入札執行者は、提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の資料について、審査するものとする。

2 入札執行者は、当該業務等の入札に参加する者に必要な資格の適否を確認したときは、入札参加資格適合・非適合通知書（業務委託は（様式第3号）、物品調達等は（様式第4号））により、入札参加資格確認申請者にその者に係る確認結果を通知する。この場合において、入札参加資格適合通知後、入札時まで非適合となる事由が発生したときは、入札参加資格非適合通知書（業務委託は（様式第3号の2）、物品調達等は（様式第4号の2））により、入札参加資格確認申請者にその結果を通知する。

3 前項前段の通知は、前条に規定する提出期限の日から起算して3日以内（本市の休日を除く。）にFAX及び郵送で通知するものとする。

4 第2項の通知に不服のある当該業務委託等の入札に参加する者に必要な資格がないとされた者は、その理由について非適合理由説明請求書（業務委託は（様式第5号）、物品調達等は（様式第6号））により説明を求めることができるものとする。

5 入札執行者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該請求者に対し入札参加資格非適合理由説明書（業務委託は（様式第7号）、物品調達等は（様式第8号））により回答するものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付は、規程第105条第2号の規定により免除するものとする。

(入札書の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。この場合に

において、無効とした入札書は返却しないものとする。

- (1) 入札参加資格適合通知を受けていない者がした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 入札書に発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札
- (5) 入札書の業務委託等の件名、業務委託等の場所のいずれかが入札公告と一致しない又は記載されていない入札
- (6) 誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が明確でない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第11条 入札執行者は、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、著しく低価格で入札がなされた場合又は入札した者の入札額に基づく契約が法令に違反する恐れがある場合は、落札者の決定を保留する。

2 落札者を決定したときは、開札の場において落札者名、応札価格を読み上げるものとする。

(低入札に係る調査)

第12条 入札執行者は、周南市上下水道局業務委託の請負契約に係る低入札価格調査実施要領（平成23年9月1日制定）第5条に規定する調査対象となる入札に該当するときは、低入札に係る調査を行うものとする。

(入札談合及び入札妨害)

第13条 入札談合又は入札妨害の行為があると疑うに足りる事実があるとき、又は当該行為に関する情報があるときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 公正取引委員会又は捜査機関に通報し、関係する書面を送付すること。
- (2) 入札及び契約を延期又は取り止めること。
- (3) 落札の決定及び契約を無効にすること。

附 則

この要領は、平成24年10月15日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。